

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年四月十一日

埼玉県計量検定所長 深野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
松 伏 町	令和七年五月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	松伏町役場駐車場
吉 川 市	令和七年五月二十七日 及び同月二十八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉川市役所駐車場
八 潮 市	令和七年五月二十九日 及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	八潮市民文化会 館・勤労福祉セン ター専用駐車場
三 郷 市	令和七年六月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市文化会館駐 車場
	令和七年六月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市鷹野文化セ ンター駐車場
	令和七年六月四日及び 同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市役所東側駐 車場

深谷市				美里町	本庄市		上里町	神川町	寄居町
令和七年六月二十四日から同月二十七日まで	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十日	令和七年六月十九日	令和七年六月十八日	令和七年六月十七日	令和七年六月十二日から同月十三日まで及び同月十六日	令和七年六月十一日	令和七年六月十日	令和七年六月六日及び同月九日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
旧市民体育館跡地 臨時駐車場	岡部公民館駐車場	ワモア川本駐車場	深谷市役所花園公民館北側駐車場	美里町役場東側駐車場	本庄市児玉文化会館（セルデイ）東側駐車場	本庄市役所前庭駐車場	旧上里町コミュニティセンター駐車場	神川町役場北側車庫	寄居町役場北倉庫前駐車場

上尾市				鴻巣市			
令和七年七月七日	令和七年七月八日	令和七年七月九日	令和七年七月十日	令和七年七月十一日	令和七年七月十四日	令和七年七月十五日	令和七年七月十六日から同月十八日まで
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
原市支所駐車場	上平公園南口駐車場	上尾市コミュニティセンター（三井金属あげおコミュニケーションセンター）第四駐車場	平方支所駐車場	上尾市文化センター（あげお富士住建ホール）第二駐車場	鴻巣市吹上地域体育施設（コスモスアリーナふきあげ）駐車場	鴻巣市川里農業研修センター駐車場	鴻巣市役所駐車場